

氏 名	た がみ のる 田 上 稔
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 520 号
学位授与の日付	平 成 18 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	準体法の系譜

論文調査委員	(主 査) 教 授 木 田 章 義	教 授 大 谷 雅 夫	助教授 大 槻 信
--------	----------------------	-------------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

第一章では、準体法という語法の元となったと考えられる連体修飾について構造解釈を試みている。まず「関係」自体を二つに大きく分けている。対となる他の項の形態的な顕在を要求しながら、その他項との顕在的な関係の中で他項を規定し他項から規定されつつ「項」の資格をもとうとする関係が一つ。もう一つは、「関係」の代表的資格をもつ「項」が、それを支える関係性をそのまま代表して担い、対となる他項の形態的な顕在を必ずしも必要としない関係。後者の場合、その要素が「項」であることを保証されることは、その「項」を支える「関係」の存立が保証されることに他ならないとする。また、「関係」によって初めて根拠を与えられる「項」の存立は「関係」そのものの存立と相即的であると言う。このような要素のあり方を連体修飾の修飾部と被修飾部の関係にあてはめて、繫辞性を託されている修飾部だけで、連体の「関係」が成立し存在することも可能だとする。そして、被修飾部の形態的な顕在を必要とする連体修飾は、中世末に日本語の活用の性質そのものが変化した後の現象に過ぎないのではないかと推定する。

続く第二章では、中世以降の変質後の現代日本語の連体修飾にも、修飾部から被修飾部への一方的な関わりだけではなくて被修飾部から修飾部への関わりもあるのではないかという仮説をたて、「外の関係」と呼ばれる連体修飾を二つの系列に分け、その相互の関係をも見ようとしている。「外の関係」と呼ばれている連体修飾を、「こと」を一つの「こと」で分析するやり方と、他の「こと」との関係の中で分析するやり方との二つに分けている。その二つの構造は、ともに形式副詞化し、後句への接続関係を担ったり、文末の助動詞のようになって、モダリティーを担ったりするようになるのは、被修飾部から修飾部への働きかけが強くなってからだとする。修飾部から被修飾部への一方的な関係だけでなく被修飾部から修飾部への働きかけも認めるならば、連体修飾の修飾部と被修飾部との間の関係を相互規定的に反照しあうものとした第一章の仮説が、現代日本語でも支持されることになる主張している。

第三章と第四章では、連体修飾を第一章のように解釈する立場を基にして助詞「の」の二つの用法を説明している。

「童のをかしき」のような「体言+の+連体形」表現は、構造的説明が様々に試みられてきた中でも、連体形の下に省略された体言を想定しようとする説が盛んであった。けれども、その「省略」説は本来はあった筈の被修飾部体言がなぜ「省略」されなければならなかったのか、またなぜ「省略」が可能であったのか、という二点について十分な説明をしていないとする。そこで、連体形の下には体言が下接するはずであるという従来の説明を一旦は白紙にして、「体言+の+連体形」に類似する表現の広がりを観察し「体言+の+連体形」構造が体言一項を下位二項へと分節するという点で、「連体形+体言」に等しいと考えられる根拠を求めている。「体言+の+連体形」の「連体形」が依然として関係形式としてあることも、「連体形+体言」との構造的な似ている点の一つと指摘する。連体形項と体言項とが、直接的に対置する布置関係にあるか、非直接的な間接的対置の布置関係にあるかという異なりを超えて分節する構造としての等しさをもつと主張する。

ただし、「連体形+体言」としてではなく「体言+の+連体形」として実現した構造が「連体形+体言」には無い可能性をもっていることも否定できないと言う。そして「体言+の+連体形」の「の」が連体の世界から出発して用言の世界への足掛かりを手に入れ、主語を共有する句と句との並列関係形式としての資格まで手に入れる道筋を、論理の上で構想してい

る。従来、その並列関係形式への転換は「体言+の+連体形」の「体言+の」部分と「連体形」部分との間に様々な夾雑物が介入し、「体言+の」と「連体形」との関係が絶たれた結果であるとのみ説かれ、「偶然に」生まれたものとされてきた。しかしながら偶然を契機とする現象であるとしても、その偶然を許し受け入れた仕組みの解明を目指すべきだと論者は述べる。

平安時代の助詞「の」の用法として、もう一つ「春宮の御同じさま」を扱っている。「と」に通う「の」と言われる用例を改めて観察し、格助詞「と」や「に」が「同じ」以外の語や語句とも自由に共起し得るのに、「と」や「に」に通う「の」はそうではないということを明らかにした。また、格助詞「に」や「と」に下接する活用語には活用上にほぼ何の制約も見られないのに、「と」や「に」に通う「の」では活用語が下接する場合には連体形に限られるという制約をもつことも明らかにした。そのような制約の存在から、助詞「の」が「と」や「に」と同じ格の形式ではなかったと判断している。そして、「春宮の御同じさま」のような「体言+の+連体形+体言」構造だけではなく、「殿の御仲」のような「体言①+の+体言②」構造の「の」までが、「と」や「に」に通うとされてきたことに注目し、その「体言②」が「関係」の意味をもつ句的体制の体言であることが、「と」や「に」に通う「の」構造の重要な鍵を握ることを明らかにしている。結論として「春宮の御同じさま」の「の」構造に、一つの単純な構造が抽出できたとする。それは、「関係」的意味を担う体言句への、普通の意味での「の」の「連体」構造で解釈できるとする。「春宮の御同じさま」の「の」構造の中では、「御同じさま」は「こと」であるが、「の」構造の中では「関係」を表すものに限られる。その「関係」のなかに項目としての「こと」があり、それと「春宮」とが普通の「連体」関係へと還元されたとする。つまり、単純な体言二つの「連体」構造であると言うのである。現代日本語の言語意識では、分析的に「AとBとのC」として表現されるC「関係」までもが、たとえば「AのC」として表現され得るということは、「の」について既にしばしば言及されている「未分析性」ということを確認させるものであるとも述べる。

以上のような二つの用法の問題を扱うことは、第一章に述べた連体修飾についての構造解釈の検証も兼ねていると思われる。ただし、二つの「の」の問題だけでは第一章の仮説の検証に十分であるとは言い難いため、以下の第五章以下が準備されている。

第五章では、第一章での連体の構造解釈のもとに準体法の構造解釈を試みている。第一章で、相互に規定し、規定されあう「関係」を一つの「項」がそのまま担い、対となる他項の形態的な顕在を必ずしも必要としない実現の仕方を認めるならば、連体の「関係」にも、そのような「関係」の在り方、「項」の実現の仕方が検討されてよいのではないかと考え、連体修飾は体言を更に二項へと分節する関係であるとも主張されていた。連体の修飾部が、そのような「関係」を自らの内に含み持っている「項」としての在り方を、形態的に体言に連続することよりも第一義としているならば、それが連体関係「項」であることによってただちに、そこに連体の「関係」そのものが含まれると考えられると言う。そうした連体の「関係」が、下位分節二項へと分節されるべき上位の体言的項資格になり、そこに成立する上位の体言的項資格こそが、準体法と呼ばれる体言相当資格であると述べる。そして、そのように解釈するなら、被修飾体言の「省略」という仕掛けを用いなくとも準体法の説明が可能であると主張している。

そこで『曾我物語』を対象として、中世の連体形準体法を分析してゆくが、その用例の中には、「省略」された被修飾体言を「補う」ことのできない準体法の用例が存在することを指摘した。準体法独自の意味をもっと重要視し、「省略」という形の説明では不足する部分をも含み込んだ説明原理を必要とすると言う。

第六章では、中世末期から近世初期にかけて、助詞「の」を連体形に下接させて構成する準体法が出現することを見ている。また第五章での連体形準体法の構造解釈を再度確認したうえで、連体形に助詞「の」を下接させる準体法も連体形準体法と同じ構造解釈によって説明が可能であることを主張する。また、日本語の活用の性質自体が歴史的に変化するのに伴い連体形も単なる接続形式となり、準体法を構成する力が衰えていくに際して、その代替として要請されたのが助詞「の」によるものではないかと推測している。

第七章から第十二章までで、連体形準体法が新しい表現を生み出す生産形式ではなくなり、連体形に「の」が接続する準体法に交代していく時期とされた近世後期の口頭語資料を対象として、右の推測を検証しようとしている。

まず第七章では、近世口頭語資料として戯作文学作品を対象とする時に、その資料が口頭語の資料として適格かどうかを

はかる指標を考察している。橋本四郎氏の「文語めかし」に注目し、それに時の助動詞や形容詞の活用形も併せて戯作文学作品を選別するための基準をたて、口頭語資料としてふさわしい作品を選別している。

第八章以下第十章までは、洒落本を三期に分けて用例を採り、第十二章では黄表紙を対象として連体形準体法と助詞「の」準体法の割合の変化を追っている。山口堯二氏や信太知子氏、原口裕氏の論考に示唆を得る形で、準体法を「Ⅰ型（「同一名詞連体」「制限用法」「内の関係」と呼ばれてきた）」と「Ⅱ型（「同格連体」「非制限用法」「外の関係」とも呼ばれてきた）」に二分し、その割合の変化も分析している。連体形準体法の代替として、新しい形式が最も要請されたのはⅡ型の構造の準体法であつたろうという仮説をたてて、それを証明しようとしている。分析の結果は、明和・安永期から寛政期にかけては洒落本でかなりの変化が見られ、準体法の中に占める連体形準体法の割合が大きく減り、「連体形+の」の形式の準体法の割合が大きく増えていた。論者が第六章で立てた仮説の通り、Ⅰ型構造の準体法の割合が減り、Ⅱ型構造の準体法の割合が増えていたのである。明和・安永期から寛政期にかけて、準体法に大きな変化が生じていたことが確かめられたと言ってよい。けれども、寛政期から文化年間以降期にかけての洒落本では変化が小さくなり、連体形準体法と「連体形+の」準体法との用例の比率には、国語史の流れに逆行する数値が出てきている。また、黄表紙は、連体形準体法と「の」準体法の割合から見ると洒落本よりもやや古体である傾向が見いだされた。

文化以降期の洒落本に見られた「逆行」データをどのように理解するべきかについては、調査対象を更に広め、近世口頭語資料の一つとされる朝鮮資料の日本語の分析を行っている。第十二章では、準体法の視点からの分析が本当に有効であるかどうかを確認しながら、『交隣須知』、『隣語大方』、『捷解新語』という三点の朝鮮資料を分析している。『交隣須知』と『隣語大方』に関して先行研究で明らかにされている特徴と準体法を用いて分析した特徴とが一致し、準体法による分析の有効性が確かめられた。

『交隣須知』と『隣語大方』の諸本間では、助詞「の」準体法の使用率に差があり、その使用率は諸本の系統関係を考える上でも有効なデータとなるとし、また、『交隣須知』と『隣語大方』諸本間の助詞「の」準体法使用率の差は、両文献の公式度、あるいは改まった意識の強弱を反映したものと主張する。

ついで、『捷解新語』を分析し、助詞「の」による準体法が一例も無く、『交隣須知』『隣語大方』だけでなく同時代の日本側資料に照らしても特異であることを指摘する。『捷解新語』の日本語が意図的に助詞「の」準体法を避けていることは明かで、正式の通訳向けの教科書として、言葉の品位を重んじる立場から、助詞「の」による準体法の俗の語感が嫌われたものと言う。

文化年間以降期の洒落本にも同様の意識があつたのではないかという疑いは、文学の立場からも写実性に対する疑義が既に提出されているところと軌を一にする。口頭語資料として洒落本を扱う際には、その資料性を慎重に検証しなければならないことを改めて強調し、特に、文化年間以降の洒落本の中には、そのより慎重にその資料性を検討する必要のある作品が多いと主張する。

最後に、近代初期の準体法のありさまを『安愚楽鍋』や『怪談牡丹燈籠』の発話部分の分析によって調べている。この時代になると、すでに「体言+の」の用例はかなり多くなっており、連体形の機能はすでに古代語からは大きく離れていることがわかる。その実態は、明治二一（一八八八）年に初版が刊行された、B. H. Chamberlain の“A Handbook of Colloquial Japanese”（B・H・チェンバレン『日本口語文典』）に、「連体形+の」準体法が「非常によく使われる言い方である」と記述しているのに合致している。

論文審査の結果の要旨

第一章・第二章では、連体関係にある項と項の関係をあらためて検討し、連体法の本質的な原理を論じ、これまで準体法の後には、本来あるべき名詞が省略されているとしてきた解釈の矛盾点を、新しい論理で乗り越えようとしている。連体機能と準体機能を統一的に説明しようとするのはこれまでになかった方法であるが、形態的には同じ連体形であるから、そこに共通の機能を求めることは自然であり、むしろこれまで統一的に理解する試みが無かったのが不思議なくらいである。その試みは評価できる。第三章では、「童のをかしき」という表現が「連体形+体言」の構造と「体言+の+体言」の構造の両方の性質を持つものであることを明らかにし、「体言+の+連体形」という構造の原理を説明している。同時に、助詞

「の」が接続助詞化してゆく過程も明らかにした。これまで個々の現象として説明されてきたものを一つの原理から統一的に説明しているのも、文法構造をできる限り統一的に解釈すべきであるという論者の態度が反映している。第四章では、平安時代によく見られた「春宮の御同じさまならば」などの「の」は、格助詞「と」「に」と同じ意味で、「の」の特殊用法とされてきたことに対し、これが「関係の意味」を持つ体言に対する通常の連体修飾の用法で解釈できるとした。連体修飾機能を基本にして、助詞「の」の意味の広がりを持統的に俯瞰できるようになったと言えよう。

第五章以下、具体的な分析に入る。まず『曾我物語』の中から、連体形の下に省略された体言を補うことが不自然な用例を求め、これらが準体法独自の表現法であることを論じている。これまで「省略」という解釈ですませて、問題とすることが無かったが、その盲点をついた発想で、傾聴すべき解釈である。

第六章から第十一章までは、「曾我をいづるは」（連体形準体法）が、「曾我をいづるのは」（「の」準体法）に交替してゆく時期とされる近世後期の文学作品から用例を集め、連体形準体法が助詞「の」準体法と交替していく有様を克明に分析している。これまで近世後期と漠然と理解されていたのを、明和・安永期から寛政期にかけての時代に大きな変化が生じていることを明らかにした。同時に、逆の現象（助詞「の」準体法が少なくなる）があることも指摘し、それが「古語めかし」あるいは特殊な表現意図に基づくもので、口頭語資料としての性格を作品毎に検討する必要があるという、文学史的にも重要な点を統計的に明示した。第十二章では、やはり近世口頭語資料とされてきた「朝鮮資料」について分析して石。『交隣須知』と『隣語大方』の諸本間の用例数から諸本の時代差を明らかにし、さらに『捷解新語』の分析では、連体形「の」準体法の用例が存在しない事実を指摘して、この表現が、通訳官のための教科書としてはふさわしくない表現であったことを明らかにした。この「の」準体法は、十八世紀でもまだ俗な表現と意識されていたことが明証され、江戸中期・後期の文学作品の文章の正俗の度合いを測る尺度ができたことになる。今後のこの時代の作品の研究にとっても有用な知見が示された。最後に、近代初期の『安愚楽鍋』や『怪談牡丹燈籠』の発話部分を分析し、この時代ではすでに現代と同じように、「の」準体法が主流となっていること、明治初期と江戸後期とを比べると、この準体法は漸増するのではなく、階段状に増えたことを明らかにしている。論者はこの現象に対して解釈を控えているが、社会の変化に伴って、作者の文章上の規範も変化している可能性が高く、重要な指摘になると思われる。

以上のように、本論文は、連体機能の原理から準体法の新しい解釈を示し、それを具体的資料で実証しようとした意欲的な論文であるが、理論部分と実証部分には未だ落差が残り、理論の部分の表現が難解である点もこれからの課題であろう。

以上、審査したところより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2006年6月27日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。